新たな公園の管理・運営の仕組み

資料2

★ローカルルール

～誰もが気持ちよく公園を使うために大切なこと

3／12 リニューアルオープン

普段の
利用シーン
を見てみる

いろんなプレイヤー
の存在が見えてくる

★自由使用が原則

憩いの場、遊びの場

出店・販売

火の使用

ボール遊び

イベント

楽器の演奏♪

ストリートスポーツ
スケートボード・BMX

どうやったら
できるのか？

プレイヤーも交えて話し合いながら、
「禁止」ではなく、「できる」ようにするための
工夫を積み重ねて環境を整えていく

★利用調整の仕組み ～公園でやりたいこと、実現するには？

イベントや出店・販売などで、一時的に独占して利用する場合には、
「行為許可申請」※が必要です。

※条例上の行為の制限に対する許可

(1) 地域活動として行う、物品販売、募金など
(2) 業として行う、写真又は映画の撮影
(3) 地域活動として行う、興行
(4) 市の行事及び地域住民を対象として行う、展示会など

【長久手中央2号公園の場合】 ＋ (1)～(4)
リニモテラス整備趣旨に合致し、長久手古戦場駅前に賑わいの空間を創出する目的で行う、展示会、物品販売、募金など

申込みの方法は？

現行

イベント開催日の1か月前から7日前まで受付

⇩

試行

イベント開催日の3か月前から1か月前まで受付

「事前相談」 ・・・事前にイベントの内容をヒアリングして
やりたいことの実現に向けて調整します。

日程が重なった場合は？ ・・・連携して共催（企画の融合）
の可能性を模索していく

利用調整が必要